

平成19年 第4回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成19年2月21日（水）午前9時00分

場 所：教育委員会室

平成19年2月21日

東京都教育委員会第4回定例会

<議 題>

1 議 案

第16号議案 都立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

第17号議案 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制
～第18号議案 定外1件について

第19号議案 平成18年度東京都指定文化財の指定等について

第20号議案 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

第21号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

～第26号議案

第27号議案 平成18年度指導力不足等教員の決定の解除等について

第28号議案 平成19年度東京都公立学校長及び副校長の異動について

2 報 告 事 項

(1) 東京都教育委員会の基本方針に基づく平成19年度の主要施策について

(2) 平成18年度東京都教育委員会企業等表彰について

委員長	木村 孟
委員	鳥海 巖
委員	米長 邦雄
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	中村 正彦

事務局（説明員）	教育長（再掲）	中村 正彦
	次長	松田 二郎
	理事	近藤 精一
	総務部長	志賀 敏和
	学務部長	山川 信一郎
	人事部長	松田 芳和
	福利厚生部長	橋本 直紀
	指導部長	岩佐 哲男
	生涯学習スポーツ部長	三田村 みどり
	国体準備担当部長	関口 修一
	学校経営指導・都立高校改革推進担当部長	新井 清博
	人事企画担当部長	直原 裕
	教育政策担当参事	石原 清志
	特別支援教育推進担当参事	荒屋 文人
	多摩教育事務所長	柴崎 正次
（書記）	教育政策室政策担当課長	小菅 政治

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 おはようございます。時間になりましたので、ただいまから平成19年第4回定例会を開会させていただきます。

まず取材・傍聴関係でございますが、報道関係は都政新報社外2社、合計3社からの申込みと、個人は2名からの傍聴の申込みがございますが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録の署名人でございますが、米長委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回1月25日の第2回定例会の会議録につきましては、前回お配りしてございますのでご覧いただいたと存じます。よろしければご承認を賜りたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは第2回定例会の会議録についてはご承認いただいたということにさせていただきます。

前回2月8日の第3回定例会の会議録は机の上にお配りしてございますので、次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認を賜りたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち第21号議案から第28号議案までにつきましては人事等に関する案件でございますので非公開としたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それではこの件についてはご了承いただきました。

議 案

第16号議案 都立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 まず第16号議案、都立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明を人事企画担当部長よろしくお願いいたします。

【人事企画担当部長】 それでは第16号議案資料をご覧いただきたいと思います。これは、非常勤講師に関する規則の改正でございます。

改正の理由ですが、第1は、非常勤講師につきましては、次に述べます通信制課程等において土日に実施するスクーリング以外、現行の制度では日曜日、土曜日又は休日には出勤させることが一切できない規定になっております。このために、日曜日等に学校で授業公開を行う場合にも非常勤講師を勤務させることができず、日常の授業の様子を保護者に見せることができない状態になってございます。そこで、必要がある場合には、勤務日を変更して日曜日等にも勤務させることができるように規定を改めるというものでございます。

第2に、通信制課程等に勤務する非常勤講師が日曜日等にスクーリングを行う場合の1時間当たりの報酬額はこれまで割増調整を行ってまいりました。しかし、常勤職員につきましては、日曜日等の勤務に対して、その特殊性が薄れたということから、特殊勤務手当である交替制勤務者等業務手当の支給を既に取りやめてございます。これとの均衡を図るために、非常勤講師への割増調整を廃止するというものでございます。

第3と第4につきましては、法令改正に伴う規定の整備でございます。

以上につきまして、施行については今年4月1日からと考えております。

内容は以上でございます。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それではこの件につきましては原案のとおりご承認いただいたということにさせていただきます。

第17号議案 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制
～第18号議案 定外1件について

【委員長】 次は第17号議案及び第18号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定外1件について、説明を福利厚生部長お願いいたします。

【福利厚生部長】 第17号～第18号議案資料をご覧いただきたいと思います。

まず第17号議案ですが、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定です。

改正の理由ですが、東京都教育委員会職員住宅の廃止と多摩教育事務所の所管しております教職員住宅関連業務の見直しによる分掌事務の廃止、この2点に伴い、規定を整備する必要があるということです。

2、改正概要ですが、一つは、職員住宅の用途廃止に伴いまして、別表第1から住宅の名称、位置を削り、別表第2から二つの公舎の区分、入居資格要件を削るものがございます。対象となります公舎及び住宅は資料アからキまでとなっております。

二つ目は、最初に申し上げましたとおり、多摩教育事務所の職務を削りますので、その規定の整備ということになります。

施行期日は、平成19年4月1日です。

第18号議案は、東京都教育事務所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定ということで、上記の廃止に伴いまして規定の整備をするというものです。

資料裏面をお開き願いたいと存じます。今回対象となります公舎及び住宅の一覧表でございます。

上二つの聖山高原学園、大島セミナーハウスは、施設の廃止に伴う公舎の廃止でございます。住宅の5件につきましては、廃止計画に基づく平成18年度の廃止分を計画どおり達成するというものです。

今後の用地の取扱いですが、都用地につきましては、まず教育委員会の内部で転用する場合は、それを先行します。また、転用しない場合には、建物を壊して財務局の方に引き継ぐという形をとっております。また、住宅の中には地元の市から借地しているものがあります。これらは目的が達成されましたので、建物等を取り壊した後に

地元の市に返還するということになります。

説明は以上です。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それではこの件につきましても原案のとおりご承認いただいたということにさせていただきます。

第19号議案 平成18年度東京都指定文化財の指定等について

【委員長】 次は第19号議案、平成18年度東京都指定文化財の指定等について、説明を生涯学習スポーツ部長お願いいたします。

【生涯学習スポーツ部長】 それでは平成18年度東京都指定文化財の指定等についてでございます。

平成19年1月30日に、東京都文化財保護審議会から答申がございましたが、答申のとおり東京都指定文化財として指定等を行うものでございます。

まず、答申があった対象となる文化財でございますけれども、新たに指定するものとして3点ございます。

有形文化財（考古資料）であります調布市上石原遺跡第15地点出土の二彩多口瓶でございます。二彩多口瓶と申しますのは、現在は色彩は消えておりますけれども、2色で彩られた複数の口を持つつぼでございます。9世紀初期に作成されて、10世紀初期に廃棄されたことが確認されておりますが、奈良、京都など主として西国で出土されることの多かった多口瓶が東国の集落で出土されたという点で大変貴重な多口瓶でございます。現在、調布市の郷土博物館に所蔵されております。

二つ目が無形民俗文化財（風俗慣習）の世田谷のボロ市でございます。この世田谷のボロ市は、中世末期の楽市を起源としておりまして、当時、市は一般的には門前市などが多かった中で、世田谷の代官屋敷を中心に広がった季節市でございます。現在でも毎年12月15日と16日、1月15日と16日の4日間、時代とともに形は変えながらも継承されボロ市が行われております。

三つ目が天然記念物の御蔵島御代が池のツゲ9本でございます。樹齢が300年を超

える非常に大きな老樹でございます、こうした幹の周りが1メートルを超えるようなツゲが群生している例は、全国でもほとんどないということでございます。

新たにこの三つを指定したいと考えております。

このほか、既に指定された遺構の面積を追加して指定する（2）の町田市田端環状積石遺構、また既に指定されておりましたが、台風などの影響により枯死し、伐採された出雲神社のツバキの指定解除、計5件について答申があったものでございます。

2の審議経過でございますけれども、平成18年12月19日に文化財保護審議会に諮問いたしまして、それぞれの部会において審議をいたしまして、平成19年1月30日に答申をいただいたものでございます。本日議決をいただければ、今後、東京都公報により3月中旬に告示して、その後関係者に指定書等を交付したいと考えております。

以上でございます。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 御蔵島というのは、どこにあるのですか。

【委員】 私がかわりに答えます。いいですか、部長。

【生涯学習スポーツ部長】 お願いします。

【委員】 御蔵島は三宅島の近くですが、生涯学習スポーツ部と東京都の生涯学習文化財団と日本将棋連盟がタイアップしまして、将棋の駒で一番高級なのがツゲですので、毎年5月の第2土曜・日曜日にツゲ駒感謝の日の関係で、島の子供たちに将棋を教えたりしながらツゲの木に感謝するという事業を行っています。日本には東京都のここしかない不思議な島です。ですから、本当は芸者衆なんかも一緒に行って、ツゲ櫛にも感謝してタイアップしてやりたいのですが。

それはそれとして、これはこういうふう指定していただいたということは非常にうれしいことで、大変貴重な森が東京都にあるということ、よく指定していただきましたですね。

【生涯学習スポーツ部長】 答申に当たっては、実際に審議会委員が現地調査をして検討しております。

【委員】 こういう指定したもので、物によって違うと思いますが、保存に費用がかかるのに対して、今、東京都はある程度補助しているのですか。

【生涯学習スポーツ部長】 文化財の種類によっても内容は違いますが、例えば、建物の補修費用に対して補助を出すなど保存のための支援を行っております。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それではこの件につきましては原案のとおりご承認いただいたということにさせていただきます。

第20号議案 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 次は第20号議案、東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について、説明を教育政策担当参事よろしくお願いいたします。

【教育政策担当参事】 それでは第20号議案、東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。

この規則改正は、平成19年度の組織改正に伴うものでございます。

議案資料の1、主な改正内容をご覧ください。4点ございます。

1点目は、特別支援教育の推進のため、学校教育法の一部が改正され、平成19年4月1日から施行されることに伴う組織名称の変更でございます。具体的には、学務部「義務教育心身障害教育課」の名称を「義務教育特別支援教育課」に、指導部「義務教育心身障害教育指導課」の名称を「義務教育特別支援教育指導課」に変更するほか、関係規定を整備するものでございます。

2点目は、平成19年度からスポーツ関連事業を生活文化スポーツ局へ、東京国体の準備に係る事務を総務局に移管することに伴いまして、「生涯学習スポーツ部」の名称を「生涯学習部」に変更するなどの規定整備を行うものでございます。

3点目は、大島セミナーハウスの廃止に伴いまして、学務部高等学校教育課の事務分掌から当該事務の規定を削除するものでございます。

4点目は、聖山高原学園の廃止に伴いまして、学務部義務教育心身障害教育課の事務分掌から当該事務の規定を削除するものでございます。

施行期日は、平成19年4月1日でございます。

説明は以上です。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 この議案自体は全然異存はないのですが、制度上、特別支援教育というのが普通の小・中学校に入るようになってきましたよね。そのことに関してメリットもあるけれどもデメリットもあるということで、何か今そういうものについての整理はされているのですか。

【学務部長】 小・中学校の今までやっていた心身障害児への教育そのものは残ります。これは養護学校の名称を改称した関係で、本課の名前を特別支援教育という名前で統一するものでありまして、基本的には従来の方針と変更ございません。

【委員長】 特別支援教育という新しい名前に変えたことに伴う変更だと思います。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それではこの件につきましては原案のとおりご承認いただいたということにさせていただきます。

報 告

(1) 東京都教育委員会の基本方針に基づく平成19年度の主要施策について

【委員長】 次が報告事項でございます。

報告事項(1) 東京都教育委員会の基本方針に基づく平成19年度の主要施策について、教育政策担当参事よろしくお願いたします。

【教育政策担当参事】 東京都教育委員会の基本方針に基づく平成19年度の主要施策をまとめましたので、報告資料(1)に基づきましてご報告いたします。

個々の事業の詳細につきましては、これまでも来年度予算の見積りの際などにご報告申し上げておりますので、本日は基本方針ごとに体系化してまとめたものの中から、東京都の重点事業になったものなどをピックアップしてご説明させていただきます。

報告資料の1番、平成19年度の主要施策策定の基本的な考え方でございます。2点掲げてございまして、一つは、東京都教育委員会の教育目標、基本方針を具現化するために平成19年度に実施する施策を明示すること。それから東京都重点事業をはじめとして東京都教育委員会の重要課題に対応した施策を進めることを基本として今回策定いたしました。

次に、東京都教育委員会の基本方針に基づく平成19年度の主要施策についてでございます。

資料1ページをご覧ください。本日も説明する事業につきましては太字で示させていただきます。

まず基本方針1の(4)重点事業の奉仕体験活動の推進でございます。奉仕体験活動を通して、他人への共感、社会の一員としての自覚、社会に役立つ喜びなどを学ばせることをねらいとして、平成19年度から全都立高校において教科・科目「奉仕」を必修化いたします。

(6)は児童・生徒の問題行動への対応でございます。喫緊の課題となっておりますいじめ問題等への迅速な対応のために、区市町村教育委員会との連携を強化いたしまして、学校における教育相談機能の充実を図ってまいります。

2ページをお開きください。

基本方針2の(2)では、ゆとりある教育につきまして明記してございます。都教育委員会といたしましては、来年度も一人一人の児童・生徒の「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立ちまして、教育内容を基礎的・基本的な内容に厳選し、時間的・精神的なゆとりの中でじっくり学び、基礎・基本を確実に身に付ける教育を推進し、確かな学力を育成してまいります。

そのため、①重点事業の児童・生徒の確かな学力の定着と伸長では、小・中学校において「問題解決能力等調査」や新たに「基礎学力調査」などの学力向上を図るための調査を実施いたしますとともに、国の学力調査を活用しまして、その結果に基づいて「授業改善推進プラン」を作成・実施・検証・改善していく授業改善サイクルを定着させることにより、児童・生徒の学力の定着と伸長を図ってまいります。

それでは3ページでございます。

(5)重点事業、ものづくり人材の育成でございます。工業高校におけるリーディング校や東京版デュアルシステムにおける取組を推進しますとともに、設備拠点校における先端的・総合的な生徒実習及び地域企業の技術・技能を取り入れた生徒実習を推進いたします。

あわせて、工業高校におけるものづくり人材の早期育成や開拓を目指した取組を推

進するとともに、高専への編入枠の設置や教育内容の充実等、工業高校と高専を核としてものづくり産業に多様な人材を輩出するための複線的教育システムの検討を行ってまいります。

(7) は重点事業の特別支援学校における職業教育の充実と就労支援の拡充でございます。障害のある児童・生徒の社会参加と自立に向けた多様な進路希望にこたえるため、特別支援学校において、企業の就労実態に合った職業教育を実施するとともに、企業開拓や職場定着支援等を行う就労サポーター事業を拡充するなど、職業教育の充実や就労支援の拡充を図ってまいります。

4 ページをお開きください。

(11) 重点事業の日本の伝統・文化理解教育の推進でございます。我が国の文化や伝統について学ぶ機会の充実を図り、郷土や国に対する愛着や誇りを持ち、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進いたします。

そのため、発達段階を踏まえた系統的な指導を行うとともに、教員研修の充実を図り、日本の伝統・文化理解教育を推進してまいります。

基本方針3は、今回改定されたものでございます。

5 ページの(6)をご覧ください。今回の改定に伴いまして、これまで基本方針2にございました、子供たちの健やかな成長をはぐくむための家庭教育支援事業を、今回、基本方針3の方に移させていただきました。

まず第1に、望ましい子供の生活習慣を確立するために、その役割を担う「家庭の教育力」を学校や地域社会と連携しながら支援する「子どもの生活習慣確立プロジェクト事業」を実施いたします。

第2に、自然体験等を通じて継続的に親子が触れ合う機会を創出するため、「自然」「労働体験」「食育」の三つの体験を包含する親子体験プログラムを作成する区市町村に対する支援を実施してまいります。

また(7)の家庭・学校・地域が連携・協力した健康・体力づくり及び食育の推進も同様に、基本方針2から今回基本方針3に移して体系化したものでございます。

次に、基本方針4でございます。6 ページをご覧ください。

今回、基本方針4の改定の際に、学校の自律的経営改革の推進についてご説明申し

上げましたが、（５）学校運営連絡協議会の活性化と開かれた学校づくりの推進、（６）校長の人事構想に基づく教員人事等、学校の組織的な課題対応力向上のための主幹の配置、（７）学校経営支援センターによる、機動的できめ細かな支援と校長の学校経営を支える体制の強化などの施策を進めてまいります。

それでは、１枚目の資料にお戻りください。

３番の今後の予定でございます。本日報告後、区市町村教育委員会や都立学校等にこれを通知してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 非常によくまとめていただいて、これも間然とする所がないというか、立派なものだと思います。

それで、最後に参事が言われた今後の予定で、これを区市町村教育委員会と都立学校長へ通知すると言いましたが、もう一か所通知してもらいたいところがあるのです。それは文部科学省というところです。

私は教育委員になるときに石原知事から何を言われたかという、自分は知事だから教育には一切タッチできない。ですから、知事は教育には一切タッチしなくて、教育委員会が知事の代わりにやってもらうことだからと。それで、何をしたらいいんですかと言ったら、東京を変えて日本を変えるんだと、これを教育の中で具現化してもらいたいと言われております。今、東京都教育委員会の基本方針に基づいていろいろなことをやっていますけれども、文部科学省の方は教育委員会制度そのもの、あるいは教育委員会の資質に問題があるとか言いたい放題を言っている。そこで、文部科学省に三つ申入れをしていただきたい。

一つは、東京都は「ゆとりある教育」というものはそのまま続けます。それが「奉仕」という時間や「新教科」というところにあられております。マスコミが取り上げている「ゆとり教育」というのは造語であって、「ゆとりある教育」というのが正しいので、その高邁な精神が行き届かないうちに学力低下だというようなことが出てきたり、教え方が難しいという方法論が見つからなかったりして、ゆとりというものが段々おかしいことになってしまっているけれども、東京都教育委員会はゆとりある

教育をきちんと守ってこのまま続けますと。これは大変なことで、やはり東京都が国を変えるという一番大きな根幹をなすものだろうと思います。

それからもう一つ、ここには出ていませんけれども、未履修の問題が出てくる。あれは、もちろん学習指導要領というのを守らなかった校長が悪いということは分かっておりますけれども、しかし、校長にとってみれば、目の前にいる生徒のためにそうせざるを得なかったということの方が強いのであって、情状酌量というのか、校長の立場になってみればという現場のことを考えると、受験科目と学習指導要領で決められた授業内容が乖離しているところの悲劇で、これが起こったものだから、やはり未履修については、一番の責任者は文部科学省の行政にあると。このことをきちんと申し伝えて、しかし、悪法であっても法は守らなければならないから、教育委員会もそれなりのことはしますということはあると思いますけれども、やはり文部科学省の方が教育委員会が悪いとか、あるいはイメージばかりが集まって機能していないとか言いたい放題言っていますけれども、悪いのはそうではないんだ、もっと違うところにあるんだということをきちんと言っていただきたいのです。

特に人口の少ない教育委員会を、今で言う統廃合みたいなことをしようというようなことを言っていますけれども、何か教育委員会そのもの、あるいは教育委員そのものを侮辱しているというか、幾らなんでも文部科学省の教育再生会議であるとか、そういう国の方に、そこまで言うだけの権限といえますか、お上にそんなことを言われて東京都がそのまま黙っていたということであっては知事に申し訳ないので、別に知事に申し訳ないから言っているわけではないんですけれども、教育というものを第一のスローガンに掲げて当選してきた知事が、教育委員に教育の分野は託すと言われて教育委員になっていますから、やはり東京都教育委員会から文部科学省の方へはっきりと申入れをするべきだと私は考えます。

それで、今後の予定というところの第1番に、文部科学省に強く申入れをするということをしていただきたいと思います。

【委員長】 ただいまの御意見の後半の方については誤解があるようです。教育委員会の問題については、文部科学省は、今委員がおっしゃったような見解はとっておりません。それは教育再生会議だと思えます。教育再生会議は首相直属の機関であり

まして、文部科学省とは直接関係ありません。教育再生会議は教育委員会について盛んにコメントを出しています。国に最終的な権限を持たせる云々というのは教育再生会議で、文部科学省ではありません。そういうことですから、前半の方について文部科学省に申し入れるのはよろしいと思いますが、後半の方は文部科学省に申し入れる要件ではないと思います。

一昨年の中教審（中央教育審議会）義務教育特別部会でも地方六団体のうち全国市長会は教育委員会の弾力化を主張したのですが、中教審では従来どおりの路線を堅持することにしましたから、教育委員会については今おっしゃったことは正確ではありませんね。これについては中村教育長の方がよくご存じだと思います。

【教育長】 教育再生会議では、いかにもおっしゃられるように教育委員会が体たらくだとか、だらしないとか言われておりまして、委員がおっしゃることはごもっともですが、文部科学省が発信しているわけではないので、木村委員長は全国都道府県教育委員長協議会の会長として、私は全国都道府県教育長協議会の会長として、二人連れ添って教育再生会議に対し、もっと審議を公開してほしいなど意見表明に行きました。直接教育委員会のことを申し上げたわけではありませんが、胸の中にはそういう思いがありますので、後の懇談の中ではそういうことも申し上げております。

教育再生会議は、地方がそういう意見を持っている、あるいは我々全国都道府県教育委員長協議会、全国都道府県教育長協議会がそういう意見を持っているというのも十分知っていると思います。規制改革会議もまた教育再生会議に反発していますので、どこに落ち着くのか、しばらく様子を見ないと分かりません。それについて今夜、中教審がありますので、その中では我々も主張していきたいと思います。

【委員長】 委員がおっしゃった未履修の件については申し入れをしてもいいと思います。学習指導要領の件ですから、これは厳しく申し入れるべきだと思います。私、前に発言しましたように大学受験の問題もありますので、その辺のことも含めて東京都から意見を出すべきだと思います。教育委員会の方は現状認識が違っていますので一言申し上げておきたいと思います。

【委員】 それでは、教育委員会として文部科学省に申し入れるものと、教育再生会議に申し入れるものと分けて、東京都教育委員会、木村委員長も中村教育長もそれ

それぞれの立場がおありだと思いますが、やはり教育委員会というのは組織といいますか、委員会そのものの申入れということは大事なことではないかと思えます。

【委員長】 その辺については今、教育長がおっしゃいましたように、既にはっきりとした批判的な意見を、全国の教育委員長協議会、教育長協議会として教育差異性会議に対して表明しております。当日は、総理補佐官が出てこられて、我々と意見のやりとりをしましたので、こちらが何を考えているかというのは十分伝わっていると思えます。東京都としてどうするかというのは別の問題ですが、協議会として申し入れてありますので、そう簡単には無視できないと期待します。

東京都としてどうするかということですね。東京都としてよりも、やはり協議会としての方が、はるかにパワーがあると思えますけどね。

【教育長】 ただ、日程的に3月十何日が法案提出の締切りということで、教育再生会議の動きを受けて、今、中教審がフル稼働しています。ですから、もし何か申し述べるとすれば、中教審の方にとということになると思われまます。ただ、中教審には地方六団体の代表も入っておりますし、今後40団体ほどヒアリングに入るといふうに言っておりますので、そういう中であって東京都の教育委員会として一言申し上げるかどうか、これまた違う次元だろうと思えます。

【委員長】 私も出ておりますし、中村教育長も出ておりますので東京都の意向は随分伝わるとは思いますが、なお一層工夫してみます。

【委員】 一つお伺いしたいのですが、少なくとも新聞情報では、今話題になっている文科省の指導を強化するという流れと、それに対する反発の流れみたいなのがありますよね。これはどういうふうに落ち着きそうなのでしょうか。しかも、これが非常に難しいのは、私たちはよく分かりませんが、新聞の記事などから推測するに、地方などで本当になかなか言うことを聞かない、そっぽ向いているようなところがある。それは文科省としては抑えたいという気もあるでしょうけど。

【委員長】 反抗しているわけではなく、実際に問題が起きているのに、それを沈静できないで看過しているということです。そういうことに対して、教育再生会議は国の指導力を強めようということを言い、それに対して規制改革会議はそのようなやり方は地方分権に逆行すると言っています。地方六団体も全て同じ意見です。という

ことで、一体落とし所がどのようになるのか、非常に難しいところです。

【教育長】 地方自治法第245条の5で、国と地方との関係を定めた規定がありまして、そこでは伝家の宝刀を与えているのです。ところが、伝家の宝刀が抜きにくいから、教育版の伝家の宝刀をもう一本与えろと、これが教育再生会議の、あるいは国会審議の中で言われていることなのです。だから、現在の地方自治法をどうやって解釈するのかという問題がまず第一番だと思います、抜こうと思えば抜けるわけですから。ところが、今回の問題の発端がいじめというのがあって、地方が何をやっているんだと。では、国が伝家の宝刀を抜いたからいじめがなくなるかという、そういう問題ではないのではないのですかというのが我々の主張なのです。現にある法律に、更にもう一本伝家の宝刀、宝刀を2本与えてどうなるのですかということなのです。

【委員長】 地方六団体、教育に関する様々な技術的な助言とか資料の提出要求とか是正勧告のようなものは自治事務の枠内だと言っていますが、それに対して法定受託事務という考え方があって、その切り分けをどうするかということが問題になっています。法定受託事務という考え方だと代執行まで入ります。そこまでいくかどうかということの法律的な議論で、中教審で議論してもプロがいるわけではありませんから難しいですね。

【教育長】 本当は総務省が見解を出さなければならないのです。

【委員長】 そういうことで、委員の挙げられた最初の未履修、大学受験の問題については是非東京都からメッセージを発信してほしいと思いますが、教育委員会の方はもう少し状況を待って行動したいと思います。それでよろしいですか。

【委員】 それと、ゆとりある教育というのをマスコミ向けのPRというか、一般に周知徹底というか、できるだけすばらしいものだとすることをもう少しアピールしてほしいと思うのです。

【委員長】 余談ですが、何人かの若い新聞記者諸君と話をしますと、やはり「ゆとり教育」によって新しいタイプの子供が出てきているという認識はあるようです。世間で言われている「ゆとり教育」というのは、私もずっと申し上げているし、委員もおっしゃっていますが造語です。前回の会議でも申し上げましたが、文部科学大臣は間違っていないというふうにおっしゃっていますので、基本的な方針は変わらない

と思います。

【委員】 もともと山崎さんはゆとりどころか、授業は週3日でいいと言ったことがありますよね。それから、歴史教育というのは、むしろ小説、伝記物とかそういうものを読ませた方が効果があるなどと言っている方が中教審の会長ですから。

【委員長】 それでは、その件については報告として承ったということにさせていただきます。今後については、事務局と相談しながらやっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

(2) 平成18年度東京都教育委員会企業等表彰について

【委員長】 報告事項(2)平成18年度東京都教育委員会企業等表彰について、総務部長よろしく申し上げます。

【総務部長】 それでは平成18年度東京都教育委員会企業等表彰についてご説明申し上げます。

この表彰制度は、昨年度に創設したものでございまして、表彰の趣旨といたしましては、1にお示ししてありますように、都教委の事業等に協力していただける企業を表彰することによって、教育委員会と企業の連携協力を一層推進するというところでございます。

対象でございしますが、2にお示ししてございますように、例えば、教員の派遣研修、都立学校が実施いたします生徒実習に協力していただいた企業を対象といたします。

表彰企業といたしましては、3にお示ししてございますように、昨年度も同じだったのですが、都立六郷工科高校で実施しているデュアルシステムの協力企業は全体で125社ほどですが、そのうちから昨年度表彰した企業を除きまして協力度の高い社を選定いたしました。

具体的な企業は資料の2枚目にお示ししてございます。大田区を中心とした企業でございしますが、特に有名なのが北嶋絞製作所、手でミクロン単位の誤差が分かる技術を持ち、ロケットの先端部分を作る企業で、よくテレビにも出るところで、有名な企業でございます。

我々としましては、デュアルシステムの協力企業以外にもいろいろな場面で企業等に協力をいただいておりますので、今後これらも含めまして表彰の対象として拡大していこうと考えてございます。

4にお示ししてございますように、表彰式でございますが、3月26日の夕刻に本庁舎内で行う予定でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【委員長】 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。
——〈異議なし〉——これは非常によろしいですね。それではこの件については報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

3月 8日(木) 午前10時00分 教育委員会室

3月22日(木) 午前10時00分 教育委員会室

(2) 教育施策連絡会

4月12日(木) 午後 2時00分 東京都教職員研修センター

4月17日(火) 午後 1時30分 中野サンプラザ

【委員長】 次に今後の日程について政策担当課長からご説明をお願いいたします。

【政策担当課長】 それでは今後の日程についてご案内申し上げます。

定例の教育委員会でございますが、今回は3月8日木曜日でございます。次々回は3月22日木曜日となります。場所はいずれもこの教育委員会室でございます。開始時刻についても、いずれも午前10時を予定しております。

次に、例年実施しております教育施策連絡会でございますけれども、まず4月12日木曜日、午後2時から、水道橋にございます東京都教職員研修センターにおきまして、区市町村教育委員・教育長向けにお願いしたいと存じます。また4月17日火曜日、午後1時30分から、中野サンプラザにおきまして、都内の全公立学校長に対しての開催

を予定しております。

日程については以上でございます。

【委員長】 日程についてよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは引き続きまして、非公開の審議に入らせていただきます。

(午前9時44分)